

盛土規制法で許可等を要しない工事

資料6

(盛土規制法第12条第1項で災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事)

盛土規制法施行令	
鉱山保安法	鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等
鉱業法	届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事等
採石法	認可を受けた岩石の採取計画に係る工事等
砂利採取法	認可を受けた砂利の採取計画に係る工事等
盛土規制法施行規則	
土地改良法	土地改良事業（農業用要排水施設の新設等）に係る工事
火薬類取締法	火薬類の製造施設の設置に係る工事等
家畜伝染病予防法	家畜の死体の埋却に係る工事等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	許可業者による廃棄物の処分等
土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出に係る工事又は汚染土壌の処理等
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物の保管若しくは処分、除去土壌の保管若しくは処分等
森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 (地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構)	
宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	
次に掲げる土石の堆積に関する工事 <ul style="list-style-type: none"> ・高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・高さが2m以下で、土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるものであって、土石の堆積を行う地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの 	